

平成30年第7回佐渡市議会定例会会議録（第6号）

平成30年9月27日（木曜日）

議事日程（第6号）

平成30年9月27日（木）午後1時30分開議

第 1 発言の取消し

第 2 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第82号、議案第83号、議案第85号、議案第108号、平成29年陳情第6号、請願第3号、陳情第6号から陳情第8号まで

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第84号、議案第86号から議案第88号まで、議案第90号から議案第92号まで

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第89号、議案第93号

第 3 発議案第10号

第 4 発議案第11号

第 5 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	北	啓	君	2番	宇	治	沙	耶	花	君	
3番	室	岡	啓	史	君	4番	広	瀬	大	海	君
5番	上	杉	育	子	君	6番	山	田	伸	之	君
7番	荒	井	眞	理	君	8番	駒	形	信	雄	君
9番	渡	辺	慎	一	君	10番	坂	下	善	英	君
11番	金	田	淳	一	君	12番	中	川	隆	一	君
13番	岩	崎	隆	寿	君	14番	中	村	良	夫	君
15番	佐	藤		孝	君	16番	近	藤	和	義	君
17番	祝		優	雄	君	18番	竹	内	道	廣	君
19番	中	川	直	美	君	20番	猪	股	文	彦	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長 三浦基裕君 副市長 藤木則夫君

副市長	伊藤光君	教育長	渡邊尚人君
総務部長	渡邊裕次君	企画財政部長	濱野利夫君
市民福祉部長	後藤友二君	産業観光部長	坂田和三君
建設部長	猪股雄司君	総務部長 (兼 総務課長) (兼 選挙管理事務局長)	中川宏君
企画財政部長 (兼 財政課長)	磯部伸浩君	市民福祉部長 (兼 市民生活課長)	小路昭君
産業観光部長 (兼 世界遺産推進課長)	深野まゆ子君	産業観光部長 (兼 地域振興課長)	山本雅明君
建設部長 (兼 建設部上水道課長)	渡部一男君	教育委員会 教育長	山田裕之君
教育委員会 教育長	渡辺竜五君	両津病院 院長	伊藤浩二君

事務局職員出席者

事務局長	村川一博君	事務局次長	本間智子君
議事調査係	梅本五輪生君	議事調査係	岩崎一秀君

午後 1時30分 開議

○議長（猪股文彦君） ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議会運営委員長の報告

○議長（猪股文彦君） ここで、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。
議会運営委員長、近藤和義君。

〔議会運営委員長 近藤和義君登壇〕

○議会運営委員長（近藤和義君） 本日の議事について、1点ご報告します。

9月13日の金田淳一議員の一般質問における発言に関し、市長より発言の一部を取り消したい旨の申し出がありました。

また、9月14日の荒井眞理議員の一般質問における発言に関し、教育長より発言の一部を取り消したい旨の申し出がありました。この2件について、議会運営委員会において協議をした結果、発言を取り消すことを了承しました。よって、私の報告が終わり次第、発言の取消しについて、それぞれ簡易採決によりお諮りすることになりますので、ご了承願います。

報告は以上であります。

○議長（猪股文彦君） これで議会運営委員長の報告は終わります。

日程第1 発言の取消し

○議長（猪股文彦君） 日程第1、発言の取消しを議題といたします。

お諮りします。お手元に配付したとおり、市長より9月13日の本会議における発言の一部について、会議規則第65条の規定を準用して発言を取り消したい旨の申し出がありました。この取消しの申し出を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、市長からの発言の取消しの申し出を許可することに決定いたしました。(当該箇所169頁の下線部)

次に、お手元に配付したとおり、教育長より9月14日の本会議における発言の一部について、会議規則第65条の規定を準用して発言を取り消したい旨の申し出がありました。この取消しの申し出を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、教育長からの発言の取消しの申し出を許可することに決定いたしました。(当該箇所244頁の下線部)

発言の訂正

○議長（猪股文彦君） 次に、発言の訂正について申し上げます。

市長より9月13日の金田淳一議員の一般質問及び9月14日の中川直美議員の一般質問に対する答弁につ

いてそれぞれ発言の訂正の申し出がありましたので、お手元に配付した資料のとおり会議規則第65条の規定を準用して議長においてこれを許可いたします。(当該箇所169、206頁の下線部)

日程第2 (総務文教常任委員会付託案件)

議案第82号、議案第83号、議案第85号、議案第108号、平成29年陳情第6号、請願第3号、陳情第6号から陳情第8号まで

(市民厚生常任委員会付託案件)

議案第84号、議案第86号から議案第88号まで、議案第90号から議案第92号まで

(産業建設常任委員会付託案件)

議案第89号、議案第93号

○議長(猪股文彦君) 日程第2、各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、佐藤孝君。

〔総務文教常任委員長 佐藤 孝君登壇〕

○総務文教常任委員長(佐藤 孝君) 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条、第141条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第82号 佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、ケーブルテレビ羽茂地区改修工事に伴い、光回線終端装置に関する用語の定義など所要の見直しのため、佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第83号 佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成30年度税制改正のうち、平成30年10月1日以降に施行される事項等について、佐渡市税条例等の一部を改正するものであります。主な内容は、所得税法の改正による基礎控除額等の見直しに係る調整、たばこ税の税率について段階的に引き上げを行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第85号 平成30年度佐渡市一般会計補正予算(第3号)について。本案は、平成30年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ8億3,642万3,000円を追加するものであります。主な内容は、旧羽茂保育園の借地返還に伴う跡地整備工事などを行う保育所整備事業に係る経費を計上するほか、戦略的観光誘客促進事業に係る債務負担行為の設定などを行うものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、市民厚生常任委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。1、3款民生費、2項児童福祉費、3目保育所費、保育所整備事業について。旧羽茂保育園跡地整備事業については、地権者との契約内容及び借地解消等の運用方針に基づき進めていることは理解するが、返還に係る整備工事の経費が相当に高額となっており、今後同様の借地解消の費用負担等に影響を及ぼすものと思料する。よって、市は地権者と改めて交渉を行い、当該交渉内容を本委員会へ報告し、理解

を得るまでは本事業の経費を執行しないことを求める。

2、3款民生費、2項児童福祉費、6目子育て支援費、児童館・学童保育整備事業について。佐和田学童保育施設整備事業については、現在の施設の老朽化が著しく、かつ利用希望者が定員を超過し、手狭でもあることから、新たに整備することについての異論はないところである。しかし、今回は唐突に佐和田体育館跡地への単独の新築移転に係る設計費用について提案があったものであり、このことは遺憾である。既存の公共施設の改修等を含めた利活用も検討する余地があると考えられることから、今後において市は事業計画の提案の方法等を慎重に進めることを強く求める。

議案第108号 平成30年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）について。本案は、平成30年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ6,347万3,000円を追加するものであります。主な内容は、平成30年8月31日から9月1日発生の豪雨災害並びに同年9月4日から5日にかけて通過した台風21号により発生した災害に係る災害復旧経費を計上するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、産業建設常任委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農地農業用施設災害復旧費、30年災農地・農業用施設災害復旧事業について。高齢化に伴い、耕作放棄地もふえている現状を踏まえ、農地保全のため、受益者負担率の軽減を検討すること。

平成29年陳情第6号 両津文化会館の改修による存続についての陳情。本陳情は、両津文化会館を地域や佐渡の文化の拠点として、地域の芸能や文化を支え、発展させている施設と位置づけ、必要な改修を行い、今後も存続することを求めるものであります。審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものとして決定しました。

請願第3号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する請願。本請願は、これまで私立高校生に対する就学支援が実施され、その後制度の見直しにより支援の拡充が図られたものの、依然として私立高校生の学費負担が重く、同じ高校生でも公私間に大きな学費格差が存在していること及び私立高等学校に対する経常経費の助成が不十分であり、公立高等学校に比べて教員に占める専任教員の割合が少なく、教育条件に格差が生じているとして、私立高校生への就学支援制度の拡充及び私立高等学校に対する経常経費助成の増額を求める意見書を関係機関に対し、提出することを求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

陳情第6号 原発再稼働にあたって佐渡市の安全な避難方法を求める意見書の提出に関する陳情。本陳情は、平成29年12月、原子力規制委員会が柏崎刈羽原子力発電所について、国の新規制基準に適合していると結論づけ、再稼働を容認し、地元の同意があれば再稼働に向かう状況にあることから、平成30年6月の新潟県知事選挙における新知事の柏崎刈羽原子力発電所の再稼働についての選挙公約である福島第一原発事故及びその影響と課題に関する「3つの検証」によって、佐渡市民の安全を確保できるようにするため、次の事項について新潟県に対し、意見書の提出を求めるものであります。陳情事項。1、原発再稼働について公約された「3つの検証」なしに再稼働は進めないこと。2、離島佐渡の安全な避難方法を「3つの検証」に含めるとともに、佐渡島民の理解なしに再稼働は進めないこと。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

陳情第7号 佐渡市建設計画につながる合併特例債の有効活用についての陳情。本陳情は、合併特例債の発行期限が5年間延長されたことを受け、合併特例債の活用については、行政の思いで一方的に決めるのではなく、趣旨に沿った事業に活用するために、広く市民の声を反映し、十分な検討の上で進めることを求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。なお、本陳情は市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しました。

陳情第8号 合併特例債による新庁舎建設住民投票の実施に関する陳情。本陳情は、平成28年12月、佐渡市本庁舎建設に関する住民投票条例が制定に至らず、本庁舎建設について住民の声を聴くことができなかったことから、住民の声を市政に反映させるため、以下の事項について対応を求めるものであります。陳情事項。1、佐渡市による合併特例債での新庁舎建設の是非を住民投票で行うこと。2、1の住民投票の結果に従うこと。審査の結果、賛成多数で採択すべきものとして決定しました。なお、本陳情は市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 以上で総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第85号 平成30年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）についてに関する委員長質疑に入ります。

広瀬大海君の質疑を許します。

広瀬大海君。

○4番（広瀬大海君） 児童館・学童保育整備事業、今アミューズメント佐渡の下にある佐和田児童クラブを佐和田体育館跡地へ新築移転することについて伺います。

昨年9月に総務常任委員会で現地を視察しまして、建物自体が40年以上も経過していることですか、行政財産ではなく普通財産になっていること、また佐和田の小学生が入るには手狭だということがわかりましたので、早急に移転してほしいと執行部に伝えていましたし、執行部もその認識でいたと思っていたのですが、今回意見の中に新築移転が唐突に提案され、遺憾であるとありました。先ほども言いましたとおり、移転しなければいけないというのは当時の総務常任委員会も執行部も同じ認識だと私は思っていたので、この意見にちょっとびっくりしているのですが、今回の予算はどのような手順で提案されたのか教えてください。

○議長（猪股文彦君） 答弁を許します。

市民厚生常任委員長、荒井真理さん。

○市民厚生常任委員長（荒井真理君） 児童館・学童保育整備事業の佐和田学童保育施設整備事業につきましては、市民厚生常任委員会にも以前から佐和田児童クラブの待機児童が多いことは報告されてきました。待機児童の解消と子供たちの過ごす場所としての環境改善は当委員会としても全く異論はありません。

しかし、これらの問題解消として、新築計画があることはこの9月議会で設計予算が計上されて初めて知らされました。当委員会において、佐和田学童保育施設について一番近い過去に説明を受けたのはことしの3月議会でした。そのときは、学童保育に使っている建物の修繕をしたいという予算のみでした。新年度予算を一律15%カットの説明が繰り返される中で、いずれ移転を考えているとか、新築を考えているといった計画は一切ありませんでした。

6月議会でも佐和田学童保育施設に限らず、島内の学童保育施設を建設したいなどの長期計画の説明も一切示されませんでした。また、児童クラブを利用している子供たちの保護者に、新築移転計画についてのアンケート調査を実施していますが、実施期間はことしの8月31日から9月5日まで行われており、保護者の意向調査も終わらないまま、議会に本案は提案されてきました。ですから、当委員会としては、今回の佐和田学童保育施設整備事業として新築移転を前提とした設計予算が上げられてきたこの手続は、全くの唐突で遺憾であると意見をいたしました。

なお、この唐突な計画の根拠として、総務常任委員会や議会の指摘を受けたという指摘は一切ありませんでした。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 広瀬大海君。

○4番（広瀬大海君） 先ほども言いましたとおり、今回佐和田体育館跡地に新築移転ということですが、意見の中に既存の公共施設の改修等を含めた利活用も検討する余地があったのではないかというような内容があります。これは多分主に隣の佐渡中央会館を指しているというふうに思っているのですが、例えば佐渡中央会館であれば、中に図書館があって、天候が悪いときにも雨に打たれずに図書館に行くこともできますし、広いスペースもあるということで、子供にとっていい環境なのではないかなというふうに私は思っていたのですが、なぜ佐和田体育館跡地という形に決まったのか教えてください。

○議長（猪股文彦君） 荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井真理君） まず、児童クラブ、学童保育というものの性格上、学校からそんなに遠くないということが望ましいだろうと。今般さまざまな地域、家庭、学校とのプログラムも展開される中、余り遠くないところがいいということで、まず学校に近いところを探しているのかということについては、利用している児童が河原田小学校と二宮小学校の児童が多いということで、それぞれの学校の空き教室を調査していただいています。二宮小学校には空き教室はないと、河原田小学校には体育館のギャラリーで可能だったけれども、今後大規模改修の計画があるために当面使うことができないということで、では両方を合わせたものをどこかの学校の敷地内にとということで敷地も探したけれども、大きな建物を建てる用地はないということで、学校の近くは適地がなかったということでした。

次に、既存のものを利用するというのが次のルールだということで、既存の施設の活用も佐和田地区内で6カ所ほど検討をされましたが、それぞれがさまざまな理由でそれは不適切であると、ほかの目的があるというようなことで、主に耐震不適格とかということでしたが、特に今議員がご提案されて、佐渡中央会館はどうだろうかというところで、私どもも佐渡中央会館に有利な地方債を充てての移設はどうかということも審査いたしました。これからいわゆるアミューズメント佐渡の改修があるかもしれないというときに、そこを使うことが時期的になかなか難しいというようなこと、それから手続上、地方債を使うにはさまざまな計画の段階を踏まなければいけないということで、あるものを利用するという可能性は、急いでしなければ、その可能性はあるけれども、急いでするにはこれは適さないのだというようなことでした。

次に、土地を、では探そうということになって、2カ所の候補地があったけれども、1カ所は合併特例債で整備して、さまざまな理由で現在この施設を建てるには十分な広さがとれないというようなことなど

があり、結果的には佐和田体育館の跡地ということになったという説明です。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 広瀬大海君。

○4番（広瀬大海君） 私が所属しております産業建設常任委員会においても、どうもちょっと生煮えなのではないかなというような予算が出されておまして、5月の臨時会のときからさまざまな予算に対して意見をつけているのですけれども、大先輩議員から、執行部は市民の代表である議員の声を参考にして事業計画を磨き上げてから予算を上げればスムーズに進むのではないかなと、それが二元代表制であるというふうに教えていただきました。なるほどなというふうに思ったのですけれども、執行部と議会の関係が崩れているというふうに思っております、いつも何か切った張ったみたいなことをしているのは、地方自治の二元代表制の道から少し外れているのかなというふうにも思っております。

また、市民に対してもまちづくりを一緒になって考えようとせずに、一方的に説明をして終わりというようなのも見受けられるという中で、ずっとこういった形のことをしていて、議会も市民の方も、正直職員の方もちょっと疲れているところもあるのかなというふうに思って、それは佐渡全体にとっても、とてもいいことではないのではないかなというふうに思っているのですけれども、これも意見の中に「市は事業計画の提案の方法等を慎重に進めることを強く求める」というふうにありますけれども、この予算の上げ方とか事業の進め方といったところについて、市民厚生常任委員会の委員長としてどういうふうに考えているのか、所見を伺いたいと思います。

○議長（猪股文彦君） 荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井眞理君） 市民厚生常任委員長の所感というところでのお尋ねと理解いたしました。私も一言で言うと大変困惑しております。執行部が一つの事業を提案する際、このような手順であれば理想だなと思うことは、新たな事業についてまず方向性が示され、それについて議員からの意見を聞き、そして私どもも現場に行ったり、当事者にお話をお伺いして、そしてまた執行部に意見をお返ししていく、練り上げたものが議案として提案されると、これが私ども理想だと思いますが、こういうことは再三お伝えしてまいりましたが、残念ながら今回もまたかと、そうっていないという感は否めません。

先ほど保護者からのアンケートを8月31日から9月5日、そしてまとめたのが9月11日と、私どもが議員全員協議会を受ける前にアンケートのまとめを手に入れることもできず、一体当事者がどういうことでこれを是としているのか、非としているのかもわからない中で私どもが審査するというのは、全く順番が逆だと考えております。市民の実態にかみ合った審査をさせていただくということが今後も望ましいと考えております。

以上です。

○議長（猪股文彦君） この際広瀬君に申し上げますが、委員長質疑というのは委員会の経過について問うものでありまして、委員長の所感を問うものではありませんので、1年生ですから、今回はいいとして、この後は気をつけていただきたいと思います。

次に、中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○19番（中川直美君） 同じく保育所の整備事業費の関係であります。これは本会議上程のときに私も触れ

たものでありますが、5,248万9,000円、羽茂保育園の跡地の借地を解消するのに5,200万円。1反歩当たりになると800万円もすると、800万円も超えるような借地解消ということになるのですが、そこで市民厚生常任委員会は今後同様の借地解消の費用負担等に影響を及ぼす。したがって、地権者と改めて交渉して報告を終えるまで予算を執行しないことを求めるということなのだけれども、本来はこういう交渉事ですから、ここに上がる前に交渉せぬと、相手方とこじれることもあるのです、実は。もう上がってしまったから言いますが。そういうことでいうと、ここはしっかりした方針と交渉をした結果として議会に持ってこない、ますます交渉事というのはこじれるというふうに私は思うのですが、結果的に今言ったようなことも含めてどのようになったのかお尋ねをいたします。

○議長（猪股文彦君） 答弁を許します。

荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井真理君） まず冒頭に、地権者の方々には羽茂町時代から子供たちのために深い理解を示して、この土地を長年貸してくださったことは本当に市民としては感謝なことだと受けとめております。

そして、今回の借地返還についての手続は、契約書ののっとして正しい手続であったということも私どもは認めるところです。

ただ、ここに意見をさせていただいたように、今後もこれから土地を返還するに当たり、今回は保育園に使わせていただいた、そのためのいろいろなものの撤去費とかさまざまなものもありますし、費用が膨大になるということについて、一つの前例になることを私どもは懸念いたしました。

そして、執行部にも丁寧にお尋ねをしました結果、まだもう少しこれに関してはさまざまな可能性を探る余地があるということが見受けられましたので、本来これが所管課として保育園を所管した課がするのが適当かどうかわかりませんが、今後の可能性をさらに地権者の方々のご理解をいただきながら交渉していただきたいという運びになりました。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○19番（中川直美君） 担当課がどこかということで、これは企画財政部、これは間違いなのですが、市民厚生常任委員会の意見にもついているように、運用方針、平成24年10月の借地解消等の費用についての通知が出ている、このことを指しているのだと思いますが、平成29年11月公表になっている第3次佐渡市集中改革プラン平成28年度実績の中では、この借地解消の問題についてこのように言っています。「借地解消にあたっては、購入費と借地料の経済比較や遊休市有地との交換等、総合的に検討し取組みます」ということで、今話題になっている第3次集中改革プランでは明確に言っていますから、担当課は企画財政部だというふうに私は思っているのですが、今市民厚生常任委員長も言ったように、今後ほかの分野にも及ぶことですから、借地解消ということは、しかも、30年も40年も前の契約内容ですから、本当にしっかり見直さなければいけない時期になってきている。まさに言っているとおり、今は1反歩を買っても100万円もしません。それが1反歩800万円のもので、契約だからしょうがないという部分もあるのだけれども、そういう意味でいうと、市民厚生常任委員会だけではなくて、佐渡市政全体の全ての課に係る問題であって、この部分の予算は本来取り下げておいて、方針をしっかりと決めた上でやらないと、また矛盾が出ると

いうふうに思うのですが、その辺はどのように審査をいたしましたか。

○議長（猪股文彦君） 荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井真理君） 今般の借地解消の大きな流れの中でいえば、これが企画財政部であろうということも当委員会としては推測できます。しかし、どこが今後交渉したらいいのかというところまでは、私どもはここがやるべきだというような形では追求しておりません。しかし、それも全部含めて担当課のほうでいろいろやっぱりわからない中で交渉することというのはリスクを伴いますので、そのあたりはこの意見に付したように、当委員会に報告する間、さまざまな可能性はありますので、そこは工夫してやっていただけることと期待しております。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○19番（中川直美君） そうしますと、地権者との交渉の余地があるので、もう一回交渉してみるという理解でいいのか。つまり第3次集中改革プランでいえば十分総合的に考えた上で、交渉した上で予算化してくるはずなのです。交渉する余地があるという理解でいいのですね、それが1つ。

それと、もう一つは、第3次集中改革プランによりますと、子ども若者課の借地解消が一番多くて14件もあるのですが、その辺のことについては審査したのでしょうか。

○議長（猪股文彦君） 荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井真理君） まず、後段のほうですけれども、それは特に審査はしておりません。

交渉の余地があるかということについては、はっきり申し上げることはできませんが、佐渡市としてさまざまな考えを持つということは可能だということは確認いたしました。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 以上で議案第85号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第85号 平成30年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第108号 平成30年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○19番（中川直美君） この補正予算は、先ほど委員長報告がありましたように、8月31日から9月1日の豪雨災害、そして台風21号という災害復旧が主なものであります。また、この週末にも台風が来そうなことですし、今後もうこういったものが数多くふえるだろうということでお尋ねをするのでありますが、1番目は市民厚生常任委員長にお尋ねをします。若干違いますが、夏に両津病院のエアコンが壊れた云々とい

うふうなこともあります。民生費関係の施設というのは市民に最も密接に結びついている施設であります。今回は畑野児童館などが対象となっています。民生費分野における建物の共済等の対応の状況はどうなっているのか。予算によりますと、さっき見てみたら畑野児童館については780万円に対して390万円の共済金が入っている。新穂の医師住宅等については138万円に対して69万1,000円、つまり半分が入っているということなのですが、その辺の状況、施設の数等を調査したかお尋ねをしたいというのが1点です。

2つ目、産業建設常任委員会の委員長にお尋ねをいたします。30年災農地・農業用施設災害復旧事業で大変すばらしい意見がついています。「高齢化に伴い、耕作放棄地もふえている現状を踏まえ、農地保全のため、受益者負担率の軽減を検討すること」と非常に現在の農業や農村の現状に目を向けたいい意見をつけているというふうに思っているのですが、今回の災害においては、こういったことに対応しなければならなかったのではないかと、その辺をお尋ねをいたします。

○議長（猪股文彦君） 答弁を許します。

荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井真理君） 民生施設災害復旧費ということで、特に畑野児童館などが対象となっているということですが、この施設についての施設共済がどうなっているのかということは、詳しくは審査いたしませんでした。しかし、全く想定外の災害が来るということがありますと、これから日々日々使い続けるものなので、被災するということがないようにすることが最も大切だと思いますが、被災した場合にいち早く復興できるように、施設の共済に入っているというのは、これは当然のことと考えて、特に審査はしておりません。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 産業建設常任委員長、渡辺慎一君。

○産業建設常任委員長（渡辺慎一君） 中川直美議員の質問にお答えいたします。

今回の質問は、「30年災農地・農業用施設災害復旧事業について、高齢化に伴い、耕作放棄地もふえている現状を踏まえ、農地保全のため、受益者負担率の軽減を検討すること」と農業や農村の現状に目を向けた意見をつけているがということで、今回の災害においても大丈夫か、これが質問でございます。本委員会では、8月末豪雨と9月上旬の台風21号による被害復旧のため、本案の補正予算が9月18日に出されました。追加上程されたものであります。そして、19日からは委員会審査がございましたけれども、この追加上程されたことによりまして、委員会審査の日程を急遽変更し、被災地の現地確認を実施した次第であります。現場の被災地には山間地が多く、所有者もその地域に住んでいないために、補正予算を出すまでに所有者への確約がとれていないケースもあるという説明が執行部からございました。また、復旧には公共災害で対応する際の負担割合は、国が50%、市が25%、受益者が25%ということで、所有者の負担は25%であるとの説明も受けました。

中川直美議員の質問の中に、農業や農村の現状に目を向けた意見というふうにありますけれども、まさに私も現場に足を運んだのはこのことを見るために現場を訪問したわけでありまして。高齢化が進み、1年で1,000人の人口が減っていく当市におきまして、山間地などの耕作条件が悪い農地では、耕作放棄地が一層ふえていくことが明らかであります。被災により受益者負担が発生し、25%もの負担が大きいため、それをきっかけにして耕作を放棄してしまうことも十分に考えられるわけでありまして。当市におきま

しては、朱鷺と暮らす郷づくり認証米、それから棚田米など環境ブランド米を全面的に売り出している佐渡市でございますから、農地を残していくために受益者負担を考える時期に来ているのではないかと。また、山間地など耕作放棄地をこれ以上ふやさないためにも、受益者負担の軽減を図る必要があるのではないかと。という当委員会の考え方から、このような意見をつけたものであります。

以上であります。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○19番（中川直美君） まず、市民厚生常任委員長のほうにお尋ねをします。

多分総務部長が本当は答えたいぐらいなのだろうとは思っていますが、実は総務文教常任委員会の担当のところでもありまして、予算書にのっているのですけれども、ある学校の自転車小屋が129万6,000円で飛んだのだけれども、保険に入っていなかった。現物を見たらかなり立派なやつで、何で掛けないのだと怒りやしません、きちんと指摘をしましたら、財政課のほうで余り掛金を上げないでくれと、こう言われているというものだから、資料を総務課のほうから出していただきまして、一般の保険に比べても非常に安いということがわかりました。例えば平成29年度決算ベースでは、佐渡市公共施設等総合管理計画では九百四十幾つ施設があるというふうに言っていますが、市全体で共済に入っているのは583件、個々にいろいろあるのでしょう。掛金が882万円だそうです。つまり1件当たり1万5,000円ということですから、備えあれば憂いなしではなくて、今度の台風が来ても、またどうなるかもわからないということがあるものですから、とりわけ民生費の関係は極めて重要だと思って聞いたのですが、調べていないということですから、これ以上は答えようがないと思うのですが、所感は聞いてはいけません、何か全体の審査の状況はどうでしたか。

次、産業建設常任委員長です。お話をしたとおりです。2つ聞きます。1つは、先ほど話があったように、8月末の豪雨災害、そして9月4日の台風の災害、この2つです。今回産業建設常任委員長が述べたように公共債と市単独に分けられています。つまり隣は降雨量があったのだけれども、私のところは降雨量がなかったということになると、市の単独で自己負担が高いところだと思うのですが、その辺の割合、公共債で17件、市単独で20件というふう聞いていますが、予算書に出ています、その境はどうだったのか。加えて言うならば、今回指摘をしているように、高齢化もしていますから、田んぼは崩れたけれども、私はやらないよという人もいるはずですよ、お金がかかるのだったら。それがまさに朱鷺と暮らす郷づくり認証米をつくるどころとか、棚田でおいしい米をつくるどころほど多いはずなのです。そういうような状況は現地を回ったようですが、調査をしましたか。

最後、これは産業建設常任委員長も言われたように、例えば新潟でいえば南魚沼市のコシヒカリみたいなように、佐渡もブランド米として2番目になっています。せめて南魚沼市並みの補助率にする、そして市単独では上越市並みにするということが私は必要ではないかというふうに思っているのですが、もしおわかりだったら答弁願いたいと思います。

○議長（猪股文彦君） 荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井真理君） 私どもが所管する中で物件にかかわるようなものというのは確かに相当数があるのだと思いますが、私どもはそこをどうこれから保全していったらいいかとかという観点では常に審査しているものではないので、こうして上がってくると、ああ、そういうことでしたかというこ

とが多いことは否めません。しかし、その建物を使う福祉目的であったり、そのことが滞るようではいけないという観点では、私どももこれからも気をつけていきたいと思っております。今回審査の中で、写真等で見せていただきました屋根はかなり古くて、大型の台風とか来ましたら、耐えるのはちょっと難しいのかなということもわかりますし、そういうことはこれからも緊張感を持って審査を続けていきたいと思えます。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 渡辺産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（渡辺慎一君） 2回目の説明を行います。

今回私ども産業建設常任委員会で現地を見させていただいたのは、一応公共債を適用の農地ということでもって公共債も農地、それから施設、単独債も農地、それから施設、この場合には水路というようなことになっているのですが、その辺のところのパーセンテージ等に関しましては、産業建設常任委員会では審査はいたしませんでした。したがって、きょう配付されている資料に関しましては、県内の20市の状況も調べてから受益者負担の額等の見直しをぜひしてもらいたいという意見でございましたので、先ほどの質問の部分に関しましては、私どもが回ったところの話でいきますと、公共債の国が50%、市が25%というふうなことで、これはその場で地主の方にきちっと復旧をするような確約をとっているのかというふうなこともお聞きしたのですが、それが確約がとれていないところもあるということで、その場合には受益者の負担が大き過ぎて私はそんなお金を出せないというような方がいた場合にはどうするのだというふうなことを聞いてみました。その返事に関しましては、最小限の復旧での対応ということで、道路にまで入ってきているのは道路の土砂も取らなければいけないですし、崩れたあぜあるいは田んぼからのものをそのまま放置しておくわけにはいかないので、受益者がもうこれ以上耕作はしないというふうなことがあったとしても最小限のこと、あるいはそれだけ出せないといったときには最小限の受益者負担の少ないほうのもの、あるいはお金を出したくないといった方にはそういう復旧の対応があるということをお聞かせいただきました。

そして、私ども産業建設常任委員会の中では、復旧工事のために小さな田んぼも、実際には3畝歩ぐらいのような田んぼもあったのですけれども、そういうところで米をとったもの、生産高をみんな受益者負担のほうに振り向けても何十年もかかるというふうなところが、果たして受益者が出すというところに踏み切れないのではないかなという心配から、このような意見をつけたわけであります。

○議長（猪股文彦君） 3回目です。

中川直美君。

○19番（中川直美君） 本会議の始まる前、産業建設常任委員会の資料をぱっと斜めに見せていただきましたら、例えば単独復旧の場合は上越市は10%の自己負担、佐渡市は35%、上越市は事業費100万円、佐渡市は10万円から40万円、これを見てもわかるように、極めて私は佐渡市の状況は低いし、南魚沼市あたりはもっと高いレベルになっているようです。ぜひそのように進めていただきたいというふうに思うのですが、そうすると今回の災害において、自己負担がかかるのだから、全て諦めて出さないという人もいるというふうなことについては把握をしなかったということですか。

これで終わります。

○議長（猪股文彦君） 渡辺産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（渡辺慎一君） これは緊急に出されたものというか、非常に日が短くて、被災された現場というのは見せていただきましたけれども、その現場の受益者といいますか、地主の方に全部やるという確約を得ているのかどうかということに関しましては、その近くにいなかったというふうなことも含めて、まだ執行部のほうでは全ての確約をとっているようには説明がありませんでした。

そして、当委員会ですらそういう小さな費用対効果等だけでいくと、こんなものを受益者がお金を出す出さないの問題よりも、特に水田というのは多面的機能とか田んぼダムとかというような言葉もご存じの方が多と思うのですけれども、雨水の貯留機能もありますので、耕作することによって防災と減災の役割も担っているのです、そういう受益者の負担を見直しても当然やるべきなのかなと、あるいはそこのところをきちっと見直すべきなのかなということの意見です。

そして、後段の他市との比較でございますが、佐渡市は25%でありますけれども、佐渡市よりも低いところをちょっと二、三述べてみたいのですけれども、水田で公共債ですけれども、佐渡市が25%に對しまして十日町市は5%、村上市は7%、五泉市は5%ということでございます。

それから、先ほどの中に魚沼市が補助率10分の9以内というようなことで、佐渡市の場合ですと、単独債の場合の補助対象額は先ほども述べられておりましたけれども、10万円以上40万円以下ということで、今回予算書にのっておるのは上限40万円のものを20件ということでもって合計800万円の見込みで補正の予算が計上されているようです。

以上であります。

○議長（猪股文彦君） 以上で議案第108号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第108号 平成30年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、平成29年陳情第6号 両津文化会館の改修による存続についての陳情についての討論に入ります。

中村良夫君の賛成討論を許します。

中村良夫君。

〔14番 中村良夫君登壇〕

○14番（中村良夫君） 賛成の討論を行います。

陳情は、今回の両津文化会館を解体し、跡地とその周辺に佐渡市立両津病院を移転新築する計画を建てる前の陳情であります。このことを議員の皆さん、まずご理解をしてください。

議員の皆さん、この陳情者の皆さんも、市民の皆さんも、私どもも新しく両津病院を建てかえることには賛成です。高齢化社会に合う病院、市民のための病院、計画を進めていかなければなりません。陳情の趣旨は、両津文化会館を何が何でも残せではなく、両津文化会館を廃止するにしても、利用者や住民が納

得できる代替案を協議した上で進めてくださいと、このことを言っているのです。だからこそ、教育長は先日の利用者説明会で代替施設のあり方を検討したいと、こう述べています。市長も丁寧に説明をしていくとお答えしています。議員の皆さん、この陳情は市長や教育長の姿勢を後押しする大事な陳情の趣旨であります。

私から最後のお願いです。良識ある議員の皆さん、陳情の趣旨は両津文化会館を廃止するにしても、利用者、住民が納得できる代替案を協議した上で進めてくださいという市民の皆さんの声をよく聞いてくださいということです。そのことを強く述べて賛成の討論といたします。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 以上で中村良夫君の賛成討論は終わりました。

平成29年陳情第6号についての討論を終結いたします。

これより平成29年陳情第6号 両津文化会館の改修による存続についての陳情についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、原案に賛成する諸君の起立により行います。

念のため申し上げます。委員長の報告にかかわらず、平成29年陳情第6号を採択とされる方は起立されるようお願いいたします。

それでは、お諮りいたします。本案は、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立少数。

よって、本案は不採択とされました。

次に、陳情第7号 佐渡市建設計画につながる合併特例債の有効活用についての陳情についての討論に入ります。

中川直美君の賛成討論を許します。

中川直美君。

〔19番 中川直美君登壇〕

○19番（中川直美君） ただいま議題となっている佐渡市建設計画につながる合併特例債の有効活用についての陳情についての賛成討論を行います。短くやれという声がありましたが、ちょっと3点ばかり言わせていただきます。

まず第1は、現在合併特例債再延長の5年間を受けて、おとといから両津地区、きのうは佐和田地区と住民説明会を行っておりますが、この説明会は合併特例債の使い道を住民合意で決める住民説明会であります。ところが、議員には示されておりますが、全体の5年間にかかわる建設事業の計画の中における市民病院建設の説明会になっているというのが私は実態だというふうに思っております。

先ほどの両津文化会館の採択で4億3,000万円は合併特例債を使ってもいいというような議会の意思というふうに私は読み取ったのでありますが、あくまでも合併特例債をどのように使うかという説明会だということ。ところが、そうっていない。結果として、議会には示されておりますが、12月議会までに決めるというのが流れであります。本当に市民の声を反映するという点では極めて不十分だというのが1点

目です。

2つ目、おとといもきのうも出ていましたが、例えば解体に使わず、合併してよかったと思われるものに使えるというような趣旨の質問も幾つかございました。ところが、回答は、どちらに使っても何かいいものに使えば、解体することに一般財源を使わなければならないから同じだよという答弁をしております。この問題もこの間議会では論破済みの話であります。公共施設については、公共施設の適正管理の地方債が使えるというのは百も承知、二百も合点のはずであります。そのことには一切触れずに一般財源で使うからというのは、私はこれは詭弁だというふうに思います。

ちなみに、先ほどの請願の採択もそうですが、今不採択をした両津文化会館もそうだし、この間に壊す体育館等については最上位の計画の佐渡市公共施設等総合管理計画、平成27年4月に立てたものには横並びで書いてあって、今後の地域のあり方、方向を検討した上でやるということになっているものであります。その個別施設計画が立っていないにもかかわらず、最上位の計画を破って説明に出ているということになると私は思っています。これもこの間に議会で言ってきたとおりであります。そもそも平成31年中に最上位の佐渡市将来ビジョンを考えるというのです。その中に地域の方向性も考えるというのですから、まずその方向性に基づいてどういう方向で合併特例債を使うのかということをもともと決めていくべきものだというのを強く指摘をしておきたいというふうに思います。

もう一つ、もう一つの最上位計画である、これも議会で明らかになりましたが、行政改革の計画、これも最上位の計画と位置づけておりますが、行政改革の計画に書かれている公文書です。インターネットのホームページを見てもわかりますが、地域別の施設の方向性、平成22年に見直しをかけているのです。それがいまだに存続となっているのです。公文書そのものが存続となっているにもかかわらず、これを一方的に破るということは、法令遵守以前のコンプライアンスの問題、誰が見てもおかしい、当然だということ破っているのだということを私は強く指摘をしたいと思います。

次の大きな2点目ですが、今回の合併特例債は事実上、市長が新市長になって、新議会になって、30億円を使う合併特例債の予定だったものが変更されたことによって、今回5年間の再延長を受けたことでこの使い道を決めるという中身ですから、この後の陳情にも出てまいります。庁舎問題をとれという声が出るのも私は当然だと思います。今回の建設計画、きょうも説明に行きますが、本庁舎の改修には合併特例債で6億7,000万円をかけるというのも、全体の合併特例債絡みの中身だと、このことも私は強く指摘をしておきます。

最後に、市長は今年度の施政方針の中で、このような全ての計画については地域に大きな影響を及ぼすので、計画策定段階から市民の声を聞いて、市民とともにやっていく。いろんな事情はあるでしょう。しかし、このことを踏みにじったのでは、地方自治の政治は成り立たないということを強く申し述べて、賛成の討論といたします。

○議長（猪股文彦君） 以上で中川直美君の賛成討論は終わりました。

陳情第7号についての討論を終結いたします。

これより陳情第7号 佐渡市建設計画につながる合併特例債の有効活用についての陳情についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり採択されました。

次に、陳情第8号 合併特例債による新庁舎建設住民投票の実施に関する陳情についての討論に入ります。

中川直美君の賛成討論を許します。

中川直美君。

〔19番 中川直美君登壇〕

○19番（中川直美君） 合併特例債による新庁舎建設住民投票の実施に関する陳情であります。今度は短いのです。安心してください。

これは黙って賛成するわけにはいかないということで討論に参加させていただいております。陳情者が述べているのは、市民は株主と銘打って誕生した三浦市政だからこそ、しっかり合併特例債の使い道、先ほどの討論にもありましたが、3年だか4年前に庁舎問題があやふやなままで終わっているからとれという声で、これはこれで私は一理あると思っています。

ただ、市民の声を反映するのはもちろんですが、私は今この局面で住民投票をやるべきだとは思っていません。しっかり住民のアンケートをとるなりして反映すべきだ、そういう枠の中でいいますと、市民の声をしっかり聞くべきということで私は賛成したいという立場を述べておきます。

○議長（猪股文彦君） 以上で中川直美君の賛成討論は終わりました。

陳情第8号についての討論を終結いたします。

これより陳情第8号 合併特例債による新庁舎建設住民投票の実施に関する陳情についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり採択されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第85号、議案第108号、平成29年陳情第6号、陳情第7号及び陳情第8号を除く総務文教常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩いたします。

午後 2時38分 休憩

午後 2時46分 再開

○議長（猪股文彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

荒井市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 荒井眞理君登壇〕

○市民厚生常任委員長（荒井眞理君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第84号 佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例及び佐渡市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、所得税法が改正されたことに伴い、控除対象配偶者の名称を同一生計配偶者に変更するなどの所要の改正を行うため、佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例及び佐渡市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第86号 平成30年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。本案は、平成30年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ259万7,000円を減額するものであります。主な内容は、人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第87号 平成30年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成30年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ758万1,000円を追加するものであります。主な内容は、前年度決算の確定に伴う繰越金及び後期高齢者医療広域連合納付金の増額並びに人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第88号 平成30年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成30年度佐渡市介護保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ3億6,083万1,000円を追加するものであります。主な内容は、前年度決算の確定に伴う精算返還金、介護給付費準備基金積立金及び人事異動等に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第90号 平成30年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成30年度佐渡市歌代の里特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ24万5,000円を追加するものであります。主な内容は、前年度決算の確定に伴う一般会計繰出金の増額及び人事異動等に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第91号 平成30年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成30年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1,080万6,000円を追加するものであります。主な内容は、前年度決算の確定に伴う一般会計繰出金の増額及び人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第92号 平成30年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について。本案は、平成30年度佐渡市病院事業会計予算について、収益的支出の予定額に705万2,000円を追加し、資本的収入の予算額に8,004万2,000円を追加し、資本的支出の予定額に3,004万2,000円を追加するものであります。主な内容は、両津病院における医療機器、医事業務用機器購入経費及び相川病院における運転資金分の一般会計補助金の増額並びに人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。両津病院における医療機器、医事業務用機器購入経費については、当該経費の妥当性を判断するため、相見積もりを徴取するほか、他自治体の病院における機器導入の事例や実績の調査等を行い、単に一事業者の提案によることなく、公明性を確保の上、適正な予算執行に努められたい。また、トイレの改修については、給食室のみならず、院内全体の改修に向けて善処されたい。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 以上で市民厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第92号 平成30年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○19番（中川直美君） ここに書かれている意見の関係であります。きのうですか、入札に関する、あるいは物品調達に関する事務のあり方の改善の提案がされて、私は似たような問題も指摘をしているところなのですが、要は医療機器、医事業務用機器、特殊な機器ですから業者は限られるのですが、こういったものを予算計上するに当たって、相見積もりやほかの調査をやっているのだかと思ったらそうではなくて、「単に一事業者の提案によることなく」、つまり一事業者の提案だけでやっているということであるわけです。これは極めて問題点があるというふうに私は思うので、その後のここに書いてあるように、「確保の上、適正な予算執行に努められたい」、つまり今適正な予算執行ではないのかなということも含めて具体的にはどういうことか教えていただきたいということです。

○議長（猪股文彦君） 荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井真理君） 今回4つ、大きい額の予算が提案されましたが、それらの一つ一つは非常にメーカーが限られていて、またそれを販売できる業者が限られているという事情はわかりますが、それぞれ540万円や500万円、大きいものが1,400万円というような100万円単位の大きさの額に対して相見積もりをとっていないということで、これがメーカーが少ないとかという事情があったとしても、それは先ほど言われましたように不祥事が多い中、職員に対してコンプライアンスが求められる中、いまだに特殊事情があってもこのような見積もりのとり方というのはよくないのではないかと、こういう観点で審査を行いました。

財務規則によりますと、相見積もりをとれない、競争入札に適しないと判断できれば、これは随意契約ができるということで、今回は今まで病院での特殊な機器に関しては随意契約でやってきたという経緯を知りました。しかし、これが談合につながるという可能性を含んでいるということを懸念いたしましたので、公明ということはどういう意味かといいますと、無理であると今まで思っていたかもしれない販

売業者が、少なくともそれを一見積もりではなく、これが妥当であるということをはっきりさせるために県内のほかの販売業者がないのかということや、あるいは他県の販売業者のつけている価格、また新潟県内のほかの病院が同じような医療機器についてどのような価格で購入しているのかということと比較する、そのようなものをもってこれからこのような見積もりを出してくるようにと私たちは意見を付したところです。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○19番（中川直美君） そうすると、先ほどの元羽茂保育園の土地の関係のような縛りがかかっているということなのかどうなのか。結果的に、これは予算計上の段階でしょう。予算計上の段階で一業者だけの提案で見積もってきたと。今度執行段階において、その業者にまたいくことになるのではないかと思います。その辺はいかがですか。

○議長（猪股文彦君） 荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井真理君） その点についても私たちは確認をしたいということで、両津病院管理部長のほうにまた来ていただいて、審査をいたしました。たまたまというか、前に契約検査室でお仕事しておられたということもあって、積極的にこの問題というか、こういう課題については、今回のことからできるだけ努力していきたいという説明を受けました。ですから、今回ののはいいですよという意味ではなく、今回のものについても可能な限り、この見積もりは相見積もりがない数字ではありますが、実際に購入するときにはもう少し交渉の余地があるというふうなことも確認した上で執行していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○19番（中川直美君） 要はいろいろあるのだけれども、いろいろな法令、財務規則上には問題ないので、入れるということになるのではないのですか。例えば以前にあった教育委員会の1円プリンターだか何かも法令上は問題ないのですということですから、そういうことになるのではないのですか。だから、今回の予定価格のうちの公表なんかも含めて、こういったやり方もしっかりやっていると、またそういったことの温床になるということで議会も認めたようなのだけれども、と思うのですが、結果的に法令に反していないからいいということになるのではないのですか。

一番の問題は、さっきの合併特例債ではありませんが、やっぱり市民の目から見てどうなのかという視点が極めて重要だと私は思うのですが、お答え願います。

○議長（猪股文彦君） 荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井真理君） 私どもは、これから仮にこれが将来的に談合につながるということは全く望んでいないのは同じです。

それで、市民の目から見て公平であるというところを担保するために、今回も他の自治体がどのような価格で購入しているのかとか、もっと客観性のあるものをきちんと並べた上で購入するということと意見をしているものです。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 以上で議案第92号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第92号 平成30年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第92号を除く市民厚生常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

渡辺産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 渡辺慎一君登壇〕

○産業建設常任委員長（渡辺慎一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第89号 平成30年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成30年度佐渡市下水道特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ3,220万5,000円を追加するものであります。主な内容は、一般会計繰出金の増額及び人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第93号 平成30年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について。本案は、平成30年度佐渡市水道事業会計予算について、収益的収支では収入の予定額から73万5,000円を、支出の予定額から216万6,000円をそれぞれ減額するものであります。また、資本的収支では支出の予定額から73万3,000円を減額するものであります。内容は、人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上であります。

○議長（猪股文彦君） 以上で産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これより産業建設常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 発議案第10号

○議長（猪股文彦君） 日程第3、発議案第10号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤孝君。

〔15番 佐藤 孝君登壇〕

○15番（佐藤 孝君）

発議案第10号

学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充
実を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年9月27日

佐渡市議会議長 猪 股 文 彦 様

提出者	佐渡市議会議員	佐 藤	孝
賛成者	〃	山 田	伸 之
	〃	中 川	直 美
	〃	近 藤	和 義
	〃	中 川	隆 一
	〃	坂 下	善 英
	〃	上 杉	育 子

学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充
実を求める意見書

全国では高校生約3割が私立高等学校で学んでおり、私立高等学校は公立高等学校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしている。

平成22年度から私立高校生への就学支援金制度が実施され、平成26年度には制度の見直しによって加算支給額の増額及び加算支給対象世帯の拡大が行われた。これに新潟県独自の学費軽減制度が加わり、学費負担は一定に軽減された。しかし、国・県の学費軽減の支援を受けることができる年収910万円未満の世帯において、その助成を差し引いても初年度納付金負担が新潟県平均で年額約17万円から46万円残っている。

こうした中、昨年12月に政府が発表した新しい経済政策パッケージには、年収590万円未満の世帯に対して私立高等学校の授業料の実質無償化が含まれているため、1日も早い実現が強く求められている。

また、私立高等学校の経常費への助成が不十分なため、新潟県では全教員に占める専任教員の割合は、公立高等学校の約8割に対し、私立高等学校は約6割と2割も少ない現状であり、専任教員の増員など教育条件の向上を図るためには経常費への助成の増額が不可欠である。

よって、国においては、次の事項の実現を強く求める。

記

1 私立高校生への就学支援金制度を拡充すること。

2 私立高等学校への経常費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充
実を求める意見書

新潟県では、高校生の約2割が私立高等学校で学んでおり、私立高等学校は公立高等学校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしている。

平成22年度から私立高校生への就学支援金制度が実施され、平成26年度には制度の見直しによって加算支給額の増額及び加算支給対象世帯の拡大が行われた。これに新潟県独自の学費軽減制度が加わり、学費負担は一定に軽減された。しかし、国・県の学費軽減の支援を受けることができる年収910万円未満の世帯において、その助成を差し引いても初年度納付金負担が新潟県平均で年額約17万円から46万円残っている。

こうした中、昨年12月に政府が発表した新しい経済政策パッケージには、年収590万円未満の世帯に対して私立高等学校の授業料の実質無償化が含まれていることから1日も早く政策を実現させることと併せて、公立高等学校との学費格差を是正していくための県独自の学費軽減制度の一層の拡充が求められる。

また、私立高等学校の経常費に対する助成は2分の1以内に限定されているため、とりわけ教育条件において公立高等学校との格差が生じている。全教員に占める専任教員の割合は、公立高等学校で約8割に対し、私立高等学校は約6割にとどまり、不足分を期限付きの教員で補っている現状である。私立高等学校では建学の精神に基づく独自の教育が行われており、教育の継続性の観点からも学校独自の伝統を継承していく必要があるため、専任教員の増員は不可欠である。したがって、専任教員の増員など教育条件の向上を図るためには、経常費に対する助成の一層の増額が求められる。

よって、新潟県においては、未来を担う私立高校生の教育の充実を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1 私立高校生への県独自の学費軽減制度を拡充すること。

2 私立高等学校への経常費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（猪股文彦君） ただいま議題となっております発議案第10号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第10号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第10号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 発議案第11号

○議長（猪股文彦君） 日程第4、発議案第11号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤孝君。

〔15番 佐藤 孝君登壇〕

○15番（佐藤 孝君）

発議案第11号

柏崎刈羽原子力発電所の確実な検証と佐渡市民の安全な避難方法を求める意

見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年9月27日

佐渡市議会議長 猪 股 文 彦 様

提出者	佐渡市議会議員	佐 藤	孝
賛成者	〃	山 田	伸 之
	〃	中 川	直 美
	〃	近 藤	和 義
	〃	中 川	隆 一
	〃	坂 下	善 英
	〃	上 杉	育 子

柏崎刈羽原子力発電所の確実な検証と佐渡市民の安全な避難方法を求める意見書

昨年12月、原子力規制委員会は柏崎刈羽原子力発電所が国の新規制基準に適合していると結論づけて審査書を正式決定し、再稼働を容認している。このことから、地元の同意さえあれば再稼働に向かうという状況に置かれている。

この状況下において、ことし6月の県知事選挙で新知事に就任した花角県知事は、前知事が掲げていた3つの検証である「福島第一原発の事故原因の検証」、「原発事故が健康と生活に及ぼす影響の検証」、「万一原発事故が起こった場合の安全な避難方法の検証」を引き継ぎ、その検証結果が示されないかぎり再稼働の同意をしないことを選挙公約としている。

しかし、国の原子力災害対策指針による地域防災計画や避難計画は、原子力発電所施設から概ね半径30km圏内について策定するものであり、佐渡市はこの範囲外である。柏崎刈羽原子力発電所から佐渡にもっとも近いところは直線距離で約50kmであり、さらに離島であるために避難が非常に困難な状況下に置かれている。福島第一原子力発電所の事故では30kmをはるかに超えて放射性物質が拡散され、様々な問題が起

きたことは周知の事実であることから、佐渡においても対策が求められている。

よって、新潟県においては、佐渡市民の安全を確保するため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

1 原子力発電所の再稼働については、公約された「3つの検証」の結果が出るまで進めないこと。

2 安全な避難方法の対象市町村に離島である佐渡市を含めるとともに、佐渡市民の理解なしに再稼働は進めないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（猪股文彦君） ただいま議題となっております発議案第11号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第11号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第11号 柏崎刈羽原子力発電所の確実な検証と佐渡市民の安全な避難方法を求める意見書の提出についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（猪股文彦君） 日程第5、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各委員長からお手元に配付したとおり閉会中の継続審査等の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査等に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査等に付することに決しました。

○議長（猪股文彦君） これで本日の日程は全て終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 平成30年第7回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まずは、本定例会に上程した議案について慎重なるご審議をいただき、厚く御礼申し上げます。一般質

問では、農業政策を始めとする産業の活性化や子育て支援、教育、医療・介護対策、観光振興、防災対策など市政全般についてのご意見をいただきましたが、それらを参考にしまして今後の政策につなげていきたいと考えます。

真野みずほ病院の入院病棟休床問題については、新潟県厚生農業協同組合連合会から医師の確保が困難で、当面は入院1病棟を休止せざるを得ないと聞いておりますが、佐渡市としましては強制的な退院をさせることがないように、新潟県とともに申し入れており、個々のケースに対して丁寧に対応してまいり所存でございます。

本年4月、合併特例債の発行期限再延長法案が国会で成立しましたことを受け、平成31年度から5年間の建設事業を検討した結果、佐渡市立両津病院の移転新築事業を最重点と位置づけ、将来の財政負担の軽減に資する事業に合併特例債を充当するという方向性をお示しさせていただきました。市民には今週25日を皮切りに、来月の10月7日まで島内10カ所で説明会を開催し、この計画の理解をいただくよう努めてまいります。

本年度設立された佐渡観光交流機構や佐渡文化財団については、スピード感を持って顧客ニーズに合った戦略に取り組むことにより、交流人口拡大や地域づくり推進の一役を担ってほしいと考えております。市としましても関係機関と連携して受け入れ態勢の整備を進め、来年こそは佐渡金銀山世界遺産登録の国内推薦の獲得に向かいたいと思います。

さて、ことしはトキ放鳥を始めてから10年という節目の年となることから、10月14日に佐渡トキ野生復帰10周年記念式典及び記念フォーラムが両津文化会館で、また翌15日には両津運動広場で10羽程度のトキの放鳥を計画しております。野生化に放鳥されたトキを見ることができるのは佐渡だけでございますので、今回の式典ではその取り組みの成果や人との共生について、改めて広く情報を発信したいと考えております。

結びになりますが、秋本番になり、朝晩肌寒さを感じるようになってまいりました。市民の皆様におかれましては、健康にご留意いただき、ますますご活躍されますよう祈念申し上げ、本定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（猪股文彦君） 以上で会議を閉じます。

平成30年第7回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時13分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 猪 股 文 彦

署 名 議 員 岩 崎 隆 寿

署 名 議 員 佐 藤 孝